

令和6年7月第177回定例 農業委員会総会議事録

令和6年7月10日(水)  
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第695号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議題696号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第697号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第698号 農用地利用集積等促進事業(案)について  
議第699号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第427号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第428号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第429号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。  
それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年7月第177回定例総会の開会をお願い致します。  
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。  
大変暑い日が続いておりますが、全国的に熱中症等が増えていると聞いております。また、近江八幡市内でかなりのスピードでコロナの感染者が急増しているという状況の中で、農作業等、十分に注意していただきたいと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。  
本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名(17番●●委員)、遅参の届出1名(8番●●委員)より、会議規則第4条第2項による欠席・遅参の届出がでております。  
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、7月総会が成立していることを報告いたします。  
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年7月第177回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、  
16番 ●●●●委員  
18番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしく  
お願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。  
議第695号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第695号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきました。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、倉橋部町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積315㎡、世帯の経営面積、渡人3.2アール、受人15.5アールで今回の申請面積を合わせますと18.6アールとなります。渡人につきましては、倉橋部町●●番地、●●●●、受人につきましては、倉橋部町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、近接農地と一体利用でございます。

番号2、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積94㎡、世帯の経営面積、渡人0.9アール、受人398.3アールで今回の申請面積を合わせますと399.2アールとなります。渡人につきましては、野洲市小篠原●●番地●、●●●●号、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

また●●氏の他の農地の復元状況でございますが、6月28日の現地踏査の際に現地を確認したところ、計画よりも前倒して復元作業が進んでいることを確認しております。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

（特になしの声）

議 長 (特に補足説明もないようですので、) 皆様にお伺いいたします。  
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第 695 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、  
許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ござい  
ませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第 696 号、農地法第4条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 697  
号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をす  
ることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第696号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の  
決定を求める。令和6年7月10日提出、近江八幡市農業委員会  
会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、畑、現況  
地目、宅地、申請面積309㎡、申請人につきましては、長浜市平  
方町●●番地●、●●●●号、●●●●、申請地は、長光寺町の集  
落内の農地で、武佐駅から300m以内にある市街地化した区域  
にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。転  
用目的は、住宅敷地で、現地は平成18年頃に造成され、住宅敷  
地として利用されています。今回申請地南側の申請人前自宅と申  
請地を売却するにあたり、当該地が転用できていないことが判明

したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、森尻町●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積660㎡、同じく森尻町●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積73㎡、申請人につきましては、森尻町●●番地、●●●●、申請地は、森尻町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「桐原小学校」・「きりはら遊こども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、申請地北側の申請人治療院の既存駐車場が手狭であることから、拡張されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第697号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積253㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●歯科」・「●●皮膚科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で申請地近隣において建設業の需要があり、資材置場を探していたところ当該地の話がまとまったため申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、牧町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積6.61㎡、同じく牧町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積76㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、受人につきましては、牧町●●番地、●●●●、申請地は、牧町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。

契約内容は、売買です。転用目的は、住宅敷地で、申請地周辺は受人の自宅及び倉庫に囲まれており、受人が住宅敷地として使用しておりました。今回、家屋を新築するにあたり、土地を調べたところ渡人の土地であることが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 696 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 697 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 12番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、6月28日に、議第 696 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 697 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて7番●●●●委員、9番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

申請地東側の農地との境界に素掘り水路を設け、土砂及び雨水の流出を防ぐ対策をされることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

隣接に農地がないことから、特に問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請2件、計4件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長           ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員           (特になしの声)

議 長           質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声)

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長           それでは次に  
議第698号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局          議第698号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和6年7月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。  
今回は地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件22件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございますので番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定をする者、●●●●、外1名、京都府木津川市加茂町駅東●丁目●番地●一●●、権利の設定をする土地、近江八幡市若宮町●●番、田、1,044㎡、権利の種類、賃借権、内容は水田、始期、令和6年9月1日、終期、令和16年12月

31日、存続期間10年4カ月、借賃10,000円、権利の設定を受ける者、株式会社●●●●、野村町●●番地でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 22番の津田町とありますのは、果樹団地の中ですか。

農業振興課 そうです。

議 長 津田干拓の果樹団地はだいぶん進んでいると解釈してもいいですか。

農業振興課 直接の担当ではないのですが、おひとり辞退された方のところを、穴を埋めるような形で公募をかけている状況です。

委 員 果樹団地は全部埋まっているということではないのですか。

農業振興課 全てではなかったかと思います。

委 員 辞退の分はこれではないですね。

農業振興課 これではないです。

事務局長 こちらの話は、総会も続きますし全協もありますので、改めて農業振興課の方から説明させていただきたいと思います。

議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第698号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。



よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長            それでは、次に、議題699号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局            議第699号 土地改良事業参加資格の申出について、を説明させていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和6年7月10日。近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にあります。この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認1件です。

こちらは、日野川流域土地改良区の総代の関係に伴う資格交替になります。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長            ありがとうございました。ただ今、説明をいただきました議第699号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員            (特になしの声)

議 長            質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第699号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議 長

それでは、次に報告第 427 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 428 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 429 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第427号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●番、畑、337㎡、同じく下豊浦●●番●、畑、29㎡、受理日及び受理番号、令和6年6月7日、402番、届出人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、理由につきましては、自己用住宅でございます。

続きまして、報告第428号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●番●、畑、58㎡、同じく安土町下豊浦●●番●、畑、256㎡、受理日及び受理番号、令和6年6月11日、502号、貸人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町小中●●番地●、●●●●、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

番号2、土地の表示、安土町東老蘇●●番、田、330㎡、同じく安土町東老蘇●●番●、畑、46㎡、受理日及び受理番号、令和6年6月17日、503号、渡人につきましては、安土町東老蘇●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第429号、その他の専決報告について、を報告させていただきます。

農地法関連に基づくその他の専決事項について、次のとおり報告する。令和6年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1. 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、番号1、借人、●●●●、貸人、●●●●●、長光寺町●●番、外4筆を賃貸借契約解除、解除後の利用予定は、こちらはJAに提出されているもので未定でございます。

2. 自己の農業用施設2アール未満に供する農地転用の届出について、①日吉野町●●番●、田、119㎡を農業倉庫、届出人、日吉野町●●番地、●●●●●、令和6年6月17日受理でございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長  ただ今の、報告第427号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第428号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第429号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員  200㎡の届出ですが、仮に全体が1,000㎡あったとして、分筆せず地目は変わるのか。

事務局  地目については、農業委員会サイドから地目の変更まで求めることはないのですが、地目変更に関しては、分筆して、受理書で地目変更は可能です。受理書と割り印をした図面を法務局に持って行かれて地目変更をされます。

事務局長  このような案件は2アール未満の届出でよく出てきますが、分筆すると分筆費用等発生しますので、あくまで農業施設として、と考えられる方と、後々のことを考えて分筆して登記をして地目を変えられる場合と二通り考えられます。推奨するのは、分筆しからの届出ということで指導させていただいております。

議長  1番の解約後の利用予定が未定というのは、どのような解釈を

すればいいのか。

事務局        こちらの18条解約の案件ですが、元々JA仲介で貸し借りを  
されていたもので、解約の用紙自体をJAに提出されていますので  
そこで解約後の利用予定の聞き取りをされていないので、こちら  
でも把握ができていない状況です。

事務局長      こちらの農地につきましては、場所は武佐駅近くの白地の農地  
でございますので、何か計画があるのかなというところでござい  
ます。

議 長        それでは、他に質問や意見等もないようであります。これらは  
報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長        以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 177 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会        午後2時10分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員